

令和元年度日進市いじめ等に関する重大事態発生時調査委員会 議事録

日 時	令和元年10月30日(水) 午後1時30分から午後2時10分まで
場 所	日進市役所本庁舎4階第2会議室
出 席 者	木村隆夫、小泉友、小野田重幸、棟近孝之
欠 席 者	萬屋育子
事 務 局	石川達也(企画部長)、辻武(企画部調整監)、水野隆史(企画部次長兼企画政策課長)、安彦直美(企画政策課課長補佐)、山浦勝義(企画政策課企画経営係係長)、中根友樹(企画政策課企画経営係主事)
説明の為に出席した者	市川秋広(教育部長)、高田由紀(主任指導主事)、出原真路(教育部次長兼学校教育課長)
傍聴の可否	可
傍聴の有無	有(6名)
次 第	1 開会 2 委員長あいさつ 3 議題 小中学校の「いじめ」の状況について 4 その他 重大事態発生時の業務等フローチャートの作成について
配付資料	資料1 小中学校の「いじめ」の状況について 資料2 重大事態発生時の業務等フローチャート

発 言 者	内 容
	1 開会
	2 委員長あいさつ
	3 議題 小中学校の「いじめ」の状況について
委 員 長	議題について、教育部から説明をお願いします。
教 育 部	(資料1に基づいて説明)
委 員 長	ただいまの説明について、ご意見等はございますか。
委 員	小学校で金品を隠されたり、盗まれたりするということに関して、金額的にどのぐらいのものであるのか、刑事事件になるようなものであるのか教えていただきたい。
教 育 部	詳細については、把握しておりません。
委 員	盗むというのは刑法の窃盗罪であり、いじめなのか犯罪なのかという問題になってきます。金額によるものではありません。また壊すということは、刑法の器物損壊罪にあたり、隠すということも器物損壊罪にあたります。捨てるということもありますが、捨てるためには盗むことになるため、小中学

	<p>校のうちにやった行為が、このまま放っておくと大変なことになると思います。いじめの様態として色々なものがありますが、将来これらの行為が収まっていくのかどうかは気になります。また、例えば体育の時間に教室から物が盗まれるということは学校側の管理上の問題もあるかと思いますが、監視員を置く等、防犯的な見地からの考えも必要かと思いますがどうでしょうか。</p>
教 育 部	<p>そういったご意見を受けて、学校とも話をしていきたいと思います。監視員を置くというのは、難しいと思いますが、金品等に関しても常時あるわけではないとは思いますが、実際にお金が置いてあるような場合の対応についても現場と話をしていければと考えています。</p>
委 員 長	<p>委員の質問にお答えする資料があります。(委員長手持ち資料) 文部科学省の国立教育政策研究所の資料で、2010年から2011年にかけて調査をしています。いじめについては、コミュニケーション型いじめと、犯罪型いじめの2つがあります。文部科学省の資料によりますと犯罪型いじめは、小学生の時に多く発生し、高学年、中学生になっていくと減っていくという報告がされております。本日配布されている資料中の犯罪型いじめに関して、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする。」については、小学生10.2%から中学生3.8%に、「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。」については、小学生10.2%から中学生7.7%となっており、文部科学省が調査した結果とほぼ似たような経過になっています。小学生においては、善悪の判断が不十分なため、犯罪型いじめが多く、中学生になると減っていくということです。ただし、中学生になるとパソコンやインターネットを使用する等、いじめが陰湿になってきます。資料としては、そのように読み取れるのではないかと思います。いじめが犯罪に発展していくかどうかについては、早期に発見して、どのようにケアするかによって決まってくると思います。子ども達は犯罪であると感じがつかずにやってしまうため、早期発見・早期対応することで、犯罪に至るのを防止できるのではないかと思います。</p>
委 員	<p>例えば、人の物を盗んではいけないということは当然のことで、学校だけではなく、家庭でも教えることです。小学校の高学年であれば「人の物を取る」ということが悪いことだとわかっていることであるので、そういうことを早目に教育することが必要であると思います。</p>
委 員 長	<p>学校としても、そういうことは重視していると思いますが、いかがでしょうか。</p>
教 育 部	<p>そのように受け止めております。学校生活の中だけでなく家に帰って友人と遊ぶ時に、例えばゲームを貸したまま返ってこないとか、お金をもって遊びにいったらおごってくれと言われたというような、学校外での事例もあると思います。家庭での過ごし方、学校から帰ってからの友達との遊び方等については、家庭の協力が必要だと思います。</p>

委 員 員	2点質問します。いじめが解消しているものというのは、円満に解決しているものでしょうか。解消されている全てのケースは、何も問題なく解決したという定義でしょうか。2点目は、解決に向けて取り組み中のケースについて、話せる範囲で良いので、どのような課題が残っているのか教えていただきたい。
教 育 部	いじめの解消の定義については、調査の中で明確に決めているわけではなく、各学校で回答をする先生方の判断によります。学校としては、解消していると判断したケースについて報告をしてもらっている状況です。解決に向けて取り組み中のケースについても、詳細は聞いておらず、件数を報告してもらっている状況です。
委 員 長	いじめが解消しているという判断は、各学校に判断を任せているということと、教員個人で判断しているわけではないということとよろしいですか。
教 育 部	いじめとして定義されたケースについては、学校の全教員で対策のための会を開いて、担任と関わった教員等から原因や現状について報告を受けます。その会議以外でも、対応については全教員で情報を共有しています。全ての学校でそのような仕組みになっています。
委 員 員	いじめが解消した後の継続的な見守りは実施していますか。
教 育 部	どの段階でいじめが発覚するかわかりませんが、例えば低学年だったとすると、その後の人間関係やどのように対応をしたか等については全校体制で取り組むことでありますので、学年があがっても、記録として残っており、それを基に対応をしています。
	4 その他 重大事態発生時のフローチャートの作成について
委 員 長	その他について、教育部から説明をお願いします。
萬 屋 委 員	(資料2に基づいて説明)
委 員 長	ただいまの説明について、ご意見等はございますか。
委 員 員	実際に重大事件が起きた場合に、調査委員会のメンバーの交代や追加をしてほしいという意見が被害生徒の家族から出ることがあるようですが、その際の対応を考えていますか。
教 育 部	現段階では、そのような対応は考えていません。あくまでも調査委員会は現在のメンバーでと考えています。イレギュラーな事態については、想定していない部分もあるため、今後検討していきたいと思います。
委 員 長	第三者委員会は公平中立に客観的な立場から判断することが求められていますが、特に被害者の家族からは、一番信頼できる人をメンバーに入れたいとの希望が出てくる可能性があります。それに対して、この委員会のメンバーは客観的に判断できるということを説明しても納得しない場合があるかと思えます。各地の第三者委員会においても、混迷したようなことがありました。これからそのような場合に、どう対応をしていくかを検討していく必要

	<p>もあるかと思ひます。我々としては、客観的で公平に考える立場に立っていきたく思ひていますが、それがだめだと言われた時に、真剣に考えていく必要があるかと思ひます。市はどのようなお考えでしょうか。</p>
教 育 部	<p>重大事態発生時対策会議といじめ等に関する重大事態発生時調査委員会という2つの第三者機関である団体があることによって、保護者の理解は得られやすいのではないかと考えています。</p>
委 員 長	<p>被害者やその家族からの意見があった場合に、委員の構成をどうするかということについては、今後検討していきたいと思ひます。</p> <p>本日の議題はこれで終了しますので、事務局へお返しします。</p>
事 務 局	<p>委員の皆様、それぞれのご専門やご経験から大変貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p>本委員会は、万一の事態が発生した場合に開催されるものではありませんが、各分野のご専門の皆様からいじめ防止等について貴重な御意見を伺うことができる、せつかくの機会でございます。来年度も、1回は、本日のような意見交換ができる場を設けたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
	<p>閉会</p>